平成３０年（フ）第１７１０号
大阪市天王寺区城南寺町５番２―213号
債務者　中山　惠子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７３１号
大阪市平野区喜連西２丁目11番35―202号
債務者　細　　佳永
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７３２号
大阪市平野区喜連西２丁目11番35―202号
債務者　細　　雅美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７４７号
埼玉県川口市大字安行原1018番地の１　プリムローズＢ　201号、申立時の住所大阪府東大阪市菱江４丁目３番３号
債務者　渡辺　徹朗
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７５０号
大阪市西区南堀江１丁目26番27―907号
債務者　岡田　秀一
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７９０号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目２番１―206号
債務者　祐川　和弘（旧姓笹山）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８４１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号三徳寮、前住所大阪市生野区新今里７丁目４番８号松崎病院内
債務者　魚住　秀人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９０５号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目３番41号　ハイコーポエヒメ208号
債務者　梅村　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９３４号
大阪市都島区都島北通２丁目24番８号　ローズマンション北通　２Ａ号
債務者　高林　三正
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６号
岡山県津山市高野山西548―３　ユーミーマンションかのこ102号室、住民票上の住所岡山県津山市国分寺588番地８
債務者　芦田　麻衣
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第２３５号
広島県廿日市市津田251番地１　(36)
債務者　吉村　　豊
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８６号
福岡市南区井尻４丁目31番21―602号
債務者　波田　町子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５８７号
福岡市南区井尻４丁目31番21―602号
債務者　中村　美幸
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５９０号
福岡市西区周船寺１丁目12番９号
債務者　北村久美子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３７号
福岡市博多区南八幡町１丁目６番４―106号
債務者　吉次　順司
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６４３号
福岡市博多区東光２丁目16番17号
債務者　大場　修二
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６４７号
福岡市城南区七隈３丁目10番20―106号
債務者　新徳　隆之
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６５６号
福岡県宗像市田野1283番地３
債務者　内尾　尚子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部